

第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画の策定について

1. 計画の位置付け

- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」
- ・ 児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」

【参考】

(障害者総合支援法第 88 条第 1 項)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項)

市町村は、基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2. 計画期間 令和 6 年度～令和 8 年度までの 3 年間

3. 計画策定の基本的な考え方

第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の策定にあたっては、国より示された基本指針(計画期間: 3 年)に即し、障がい者計画との調和やこれまでの実績、新潟市の実情を踏まえるものとする。

【参考】

(障害者総合支援法第 88 条第 5 項・児童福祉法第 33 条の 20 第 5 項)

市町村は、当該市町村の区域における障害者等(障害児)の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害(障害児)福祉計画を作成するよう努めるものとする。

(障害者総合支援法第 88 条第 7 項・児童福祉法第 33 条の 20 第 7 項)

市町村障害(障害児)福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等(障害児)の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4. 第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の構成について

1 計画の概要

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間

2 計画の基本理念及び基本的な考え方

- (1) 計画の基本理念（拡充）
- (2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方（拡充）
- (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方（拡充）
- (4) 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方（拡充）

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

- (1) 障がい福祉サービス等利用状況
- (2) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況

4 令和8年度の成果目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質の向上
- (8) 障がいや障がいのある人への理解促進
- (9) 成果目標を達成するための対応

5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策

- (1) 指定障がい福祉サービス
- (2) 地域生活支援拠点等
- (3) 相談支援
- (4) 障がいのある子どもの支援（児童福祉法）
- (5) 発達障がいのある人等に対する支援
- (6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (7) 相談支援の充実・強化のための取組
- (8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組
- (9) 地域生活支援事業
- (10) 各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表
- (11) 活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策

6 計画の達成状況の点検及び評価

5. ニーズ把握の方法

障がい当事者（児・者）の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたアンケート調査等を実施し、当該計画における施策の方向性や成果目標に反映させる。また、必要に応じて関係団体や障がい福祉サービス事業所等へのヒアリングを行う。

《アンケート調査の実施状況》

○障がい福祉施策

①実施時期：令和5年8月

②対象者数：約5,000人

（身体・知的・精神・発達・難病の種別ごとに一定数を無作為に抽出）

③調査項目：障がい者の生活実態の把握、障がい者のニーズ・意向の把握、障がい者の市施策に対する満足度の把握 等

○障がい児

①実施時期：令和5年7月～9月

②対象者数：約1,400人

（特別支援学校在籍・特別支援学級在籍・通級指導教室入級の児童生徒・児童発達支援センター（こころん）等の利用者から一定数を無作為に抽出）

③調査項目：障がい児の生活や学びの場における実態の把握、障がい児のニーズ・意向の把握 等

【参考】

○障がい者計画

（市町村障害者計画策定指針）

計画策定過程において、アンケート調査、ヒアリング、関係者との懇談会の開催等を適宜実施し、また、障害者団体の要望等を参考とするなど地域の障害者、住民の意見を広く聴取するよう配慮すること。

○障がい福祉計画・障がい児福祉計画

（障害者総合支援法第88条第5項・児童福祉法第33条の20第5項）

市町村は、当該市町村の区域における障害者等（障害児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害（障害児）福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6. 策定スケジュール（案）

